

# 「鳥取県協働連携ガイドライン」

## の策定について皆様のご意見をお寄せください！

県では、「鳥取県の将来ビジョン」及び「鳥取県民参画基本条例」に基づき、企業、NPO、大学など、多様な主体との協働連携の取組を積極的に推進しています。



この度、本県の協働連携の基本的な考え方と、それを運用する際に守るべき基本的なルールや留意事項等を定めた指針を策定することとし、「鳥取県協働連携ガイドライン案」をまとめましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

### <鳥取県協働連携ガイドライン（案）の概要>

#### ■目的・位置づけ

- 民間と県が協働に対する認識・相互の役割や、協働連携の取組の標準的なルール・手順を共有する。
- 本ガイドラインを、本県において「協働連携」を一層推進するための指針として位置づける。
- 県の全ての所属において、従来型手法に固執することなく、ガイドラインを活用して協働連携を積極的に導入する。

#### ■協働連携の範囲

県が所管するあらゆる分野・領域・制度・サービス・事務事業等を対象とする。

#### ■協働連携の手法及び活用

案件に応じて、民間活動の支援等による地域活性化や公有資産の利活用（広告事業、ネーミングライツ等）、民間による公共サービスの提供（PFI、指定管理者制度、民間委託等）、連携協定、社会貢献活動など様々な手法を用いる。

#### ■協働連携を進める上での基本的な考え方

(1)相互理解の推進、(2)情報の共有、(3)公平性の原則、(4)透明性の確保、(5)アイデアの保護

#### ■事業提案の受付

民間事業者等の皆様からの協働連携に関する提案等をワンストップで受け付ける「民間提案事業サポートデスク」により、県庁内の適切な部署への橋渡しや調整、必要なアドバイス等を行い、県との連携による地域活性化や県の課題解決につながる事業化の支援を行う。

### 本ガイドラインの策定により…

- ✓民間と県双方に対して協働連携の意識醸成を図ります。特に県の各所属において職員一人ひとりの意識改革を進めます。
- ✓協働連携のルールや手順を明確化することにより、協働連携を効果的・効率的に取り組みやすくします。
- ✓民間と県双方に対して協働連携の可能性について積極的な点検や検討を促す契機とします。

### 計画案の閲覧方法

- ・ガイドライン（案）は県民参画協働課のホームページからダウンロードできるほか、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。ウェブページのアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/301732.htm>

### 応募方法

- ・郵便、ファクシミリ、電子メール、県のウェブページ応募フォーム、意見箱への投函（県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎および県立図書館に設置）および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。※様式は自由です。（このチラシの裏面もご利用いただけます。）

### 結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日とりまとめてホームページ等で公表します。

#### 《応募・問合せ先》

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）

電 話：0857-26-7617

ファクシミリ：0857-26-8112

電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

# 「鳥取県協働連携ガイドライン案」への意見応募用紙

## 《応募先》

鳥取県庁 地域づくり推進部県民参画協働課  
〒680-8570（郵便番号のみで届きます）  
ファクシミリ：0857-26-8112 電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

## ご意見記載欄


ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	